令和９・１０年度

# 競争入札参加資格審査申請（物品役務）の手　引　き

－　物品の売買　・　物品の賃貸借　・　製造の請負　・　役務の提供　－



遠軽町の木　藤

令和８年１１月

遠　　軽　　町

# 目　　次


**はじめに**…… 1

**第１　資格審査申請に当たっての留意事項**…… 2

1　受付期間…… 2

2　郵送提出…… 2

3　持参提出…… 2

4　資格の有効期間…… 2

5　審査基準日…… 3

6　共通資格要件…… 3

7　資格の種類ごとの要件…… 4

8　資格審査の結果…… 6

9　資格者名簿の公表…… 6

10　資格の消滅…… 6

**第２　提出書類について**…… 7

**第３　記載要領及び書類説明**…… 8

1　競争入札参加資格審査申請（物品役務）提出書類確認票…… 8

2　競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【様式１】…… 8

3　競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【様式２】…… 8

4　年間委任状【様式３】…… 9

5　申請資格確認票（物品）【様式４】…… 9

6　申請資格確認票（役務）【様式５】……１０

7　営業経歴書【様式６】……１０

8　技術者名簿【様式７】……１１

9　印刷工場内部見取図【様式８－１】及び印刷設備調書【様式８－２】……１１

10　法定保険加入状況一覧【様式９】……１１

11　道内営業所一覧【様式１０】……１１

12　組合員（会員）名簿【様式１１】……１２

13　登記事項証明書……１２

14　印鑑証明書……１２

15　身分証明書……１２

16　営業証明書……１２

17　決算書等の写し……１２

18　納税証明書……１２

19　定款又は寄附行為の写し……１３

20　官公需適格組合証明書の写し……１３

21　返信用封筒（１１０円切手貼付）……１３

**第４　中小企業組合等の取扱い**……１４

１　資格要件の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
**第５　申請内容の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５**
**別表１　営業品目分類表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６**
Ⅰ　物品の売買契約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
Ⅱ　役務の提供に係る契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

## はじめに

この申請手続は、令和９年度及び令和１０年度に遠軽町が実施する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方について、**あらかじめ資格の有無を審査するもの**です。資格審査の結果、資格者になりますと、令和９年度及び令和１０年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入する際は、**この手引きをよくお読みになり**、誤りのないように記載のうえ、申請書を提出してください。収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等に基づき、適正に取扱います。

なお、**資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありません**ので、ご留意願います。

この手続きで申請できる資格は、次表の太枠のものです。

| 申請書 | 契約の種類 | 資格の種類 | |
|---|---|---|---|
| 建設工事等 | 建設工事の請負契約 | 土木工事 | 管工事 |
| | | 舗装工事 | 塗装工事 |
| | | 鋼橋上部工事 | 道路標識設置工事 |
| | | 建築工事 | 機械器具設置工事 |
| | | 電気工事 | 造園工事 |
| | 設計等の委託契約 | 土木施設物の設計 | 技術資料作成 |
| | | 建築物の設計 | 測量 |
| | | 地質調査 | 道路清掃 |
| 造林等 | 造林の請負契約 | 造林 | |
| | 林産物の売払契約 | 林産物売払い | |
| 物品役務 | 物品の売買契約 | 物品 | |
| | 物品の賃貸借契約 | | |
| | 製造の請負契約 | | |
| | 役務の提供に係る契約 | 警備業務 | 浄化槽管理業務 |
| | | 建築物清掃業務 | 下水道処理施設運転業務 |
| | | ボイラー等運転操作業務 | バス運行業務 |
| | | 公園維持清掃業務 | その他業務 |

太枠以外の資格審査を申請する場合は、別な申請書が必要です。

## 第１　資格審査申請に当たっての留意事項

### １　受付期間

次の期間において受付します。

□定期申請　　令和 ９ 年 １ 月１２日から　令和 ９ 年 １ 月２９日まで

□随時申請　　令和 ９ 年 ４ 月 １ 日から　令和１０年１２月２８日まで

※　上記期間以外での受付は行いません。また、申請書記載内容の誤り、添付書類の不足・誤り等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求めることがあります。

### ２　提出方法

原則として郵送による提出とします。郵便物の到着に関するトラブル防止のため、**郵便追跡が可能な「一般書留」、「簡易書留」、「レターパック」等で提出してください（一般郵便での郵送や宅配便での送付により未着となった場合、遠軽町では責任を負いません。）。**

また、郵送用封筒に**「競争入札参加資格審査申請」と朱書きして郵送**してください。

※　定期申請については、**受付期間（１月２９日必着）を過ぎて申請書が届いた場合は、４月１日からの随時申請受付分として処理します**ので、早期の申請にご協力をお願いいたします。

**※　書類の不備が多い場合には、受付できない場合がありますので、ご理解願います。**

□送付先　　〒099-0492　北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目１番地１
遠軽町役場　総務部総務課　契約担当　宛

### ３　持参提出

遠軽町内に本店又は支店がある申請者に限り、持参による提出を可能としますので、内容について説明できる方が持参してください。

受付時間　　９：００～１１：００、１３：００～１６：００
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

受付場所　　北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目１番地１　遠軽町役場

□定期申請　　**２階　会議室２－１**

□随時申請　　２階　総務部総務課

**※　定期申請においては、例年受付期間の終盤に申請が集中し、待ち時間が長くなっています。**早期の申請にご協力をお願いいたします。

### ４　資格の有効期間

□定期申請　　令和９年４月１日から令和１１年３月３１日

□随時申請　　競争入札参加資格者名簿に登録された日から令和１１年３月３１日

## ５　審査基準日

□定期申請　　令和９年１月１日

□随時申請　　申請しようとする月の初日

## ６　共通資格要件

申請者は、次に掲げるすべて要件を満たしているものとします。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項各号（次に掲げる事項）に該当しない者であること。

ア　未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　指定暴力団員又その関係者

（２）　政令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）　遠軽町の契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成２５年遠軽町告示第１１号）第３条の規定により競争入札への参加を除外されている者でないこと。

（４）　暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。

・暴力団員　～　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

・暴力団関係事業者　～　暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。）又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいいます。

（５）　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　遠軽町町税

イ　消費税及び地方消費税

（６）　遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例（平成２１年遠軽町条例第２８号）の規定により、町税等の納付の確認をすることについて同意している者であること。

（７）　審査基準日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

（８）　個人にあっては、従業員（代表者を含む。）の数が３人以上であること。ただし、町内に本店を有する場合は、この限りではありません。

## 7　資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりです（各要件のいずれも該当していること。）。

| 資格の種類 | 資格要件 |
|---|---|
| 物品 | ①　営業に関し、法令等の規定による許可等を必要とし、若しくは有資格者を必要とする場合は、当該許可等を受けていること又は有資格者が従業員の中にいること。<br>②　印刷物の製造については、印刷物の製造に必要な印刷機を所有（リースしている場合を含む。）していること。 |
| 警備業務 | ①　警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条の規定による警備業の認定を受けており、かつ、主たる営業所が北海道以外にある場合は同法第９条の規定による届出書を提出していること。<br>②　機械警備については、警備業法第４０条の規定による届出書を提出していること。<br>③　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。 |
| 建築物清掃業務 | ①　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）第１２条の２第１項第１号（建築物清掃業）又は第８号（建築物環境衛生総合管理業）に係る登録を受けていること。<br>②　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。<br>③　清掃員が従業員の中に常時５人以上いること。 |
| ボイラー等運転操作業務 | ①　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）の規定に基づくボイラー技士の資格を有する者が２人以上及びボイラー整備士の資格を有するものが１人以上従業員の中にいること。<br>②　消防法（昭和２３年法律第１８６号）の規定に基づく危険物取扱者免状の交付を受けている者が２人以上従業員の中にいること。<br>③　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。 |
| 公園維持清掃業務 | ①　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定による造園施工管理技士又は職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に基づく造園技能士の資格を有する者が従業員の中にいること。<br>②　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。 |
| 浄化槽管理業務 | ①　北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和６０年北海道条例第２３号）第２条に規定する知事の登録を受けていること。<br>②　遠軽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成１７年遠軽町規則第９７号）第６条に規定する一般廃棄物処理業許可証及び浄化槽清掃業許可証の交付を受けていること。<br>③　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。<br>※　②の許可を受けていない場合は、「5029__その他__浄化槽保守点検」として受付します。 |

| 資格の種類 | 資格要件 |
| --- | --- |
| 下水道処理施設運転業務 | ①　下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和６２年建設省告示第１３４８号）第２条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録を受けていること。<br>②　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。 |
| バス運行業務 | ①　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。<br>②　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第８４条の規定による大型自動車第二種免許を有する者が従業員の中にいること。<br>③　審査基準日の直前１年間に当該業務の実績を有していること。 |
| その他業務 | ①　営業に関し、法令等の規定による許可等を必要とし、若しくは有資格者を必要とする場合は、当該許可等を受けていること又は有資格者が従業員の中にいること。<br>②　審査基準日の直前１年間に当該業務又は当該業務に関連する業務の実績を有していること。 |

## ８　資格審査の結果

（１）　資格審査の結果、資格を有するものと認定した申請者については、「競争入札参加資格者名簿」に登録いたします。

（２）　資格要件を満たさない等の疑義が生じた場合は、申請者にその旨を連絡いたします。なお、**連絡がない場合には、競争入札参加資格者名簿に登録されている**ものとご理解願います。

（３）　競争入札参加資格者名簿の登録番号につきましては、受付時に交付する書類に記載している受付番号と同じ番号です。

## ９　資格者名簿の公表

この申請に伴い作成される「競争入札参加資格者名簿」については、閲覧等により公表を行います。

## １０　資格の消滅

資格者が、遠軽町競争入札参加資格関係事務取扱要領（令和２年遠軽町訓令第１３号）第９条第３項各号のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅します。

## 第２　提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を**番号順に並べて提出**してください。

なお、内容を確認するために、他の書類の提出をお願いする場合もあります。

◎：必ず提出する書類　○：該当する場合提出する書類

| 並順 | 提出書類 | | 法人 | | 個人 | | 組合 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 物品 | 役務 | 物品 | 役務 | 物品 | 役務 | |
| 1 | 競争入札参加資格審査申請（物品役務）提出書類確認票 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 【確認票】 |
| 2 | 競争入札参加資格審査申請書（物品役務） | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 【様式１】 |
| 3 | 競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 【様式２】 |
| 4 | 年間委任状 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 【様式３】<br>年間委任する場合 |
| 5 | 申請資格確認票（物品） | | ◎ | － | ◎ | － | ◎ | － | 【様式４】<br>物品等の資格の審査申請の場合 |
| 6 | 申請資格確認票（役務） | | － | ◎ | － | ◎ | － | ◎ | 【様式５】<br>役務の提供に係る資格の審査申請の場合 |
| 7 | 営業経歴書 | | － | ◎ | － | ◎ | － | ◎ | 【様式６】<br>役務の提供に係る資格の審査申請の場合 |
| 8 | 技術者名簿 | | － | ○ | － | ○ | － | ○ | 【様式７】<br>役務の提供に係る資格の審査申請の場合 |
| 9 | 印刷工場内部見取図　及び　印刷設備調書 | | ○ | － | ○ | － | ○ | － | 【様式８－１】【様式８－２】<br>印刷類を申請する場合 |
| 10 | 法定保険加入状況一覧 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 【様式９】<br>加入該当事業所でない場合も必要 |
| 11 | 道内営業所一覧 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 【様式10】<br>北海道内に本・支店等がない場合も必要 |
| 12 | 組合員（会員）名簿 | | － | － | － | － | ◎ | ◎ | 【様式11】 |
| 13 | 登記事項証明書（写し可） | | ◎ | ◎ | － | － | ◎ | ◎ | 申請書提出日前３か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書 |
| 14 | 印鑑証明書（写し可） | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 申請書提出日前３か月以内に法務局又は市区町村長から発行されたもの |
| 15 | 身分証明書（写し可） | | － | － | ◎ | ◎ | － | － | 申請書提出日前３か月以内に市区町村長から発行された代表者のもの |
| 16 | 営業証明書（写し可） | | － | － | ◎ | ◎ | － | － | 申請書提出日前３か月以内に市区町村長から発行されたもの |
| 17 | 決算書等の写し | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 審査基準日直近の１事業年度分 |
| 18 | 納税証明書（写し可） | 遠軽町の町税 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 申請書提出日前３か月以内に発行されたもの |
| | | 消費税及び地方消費税 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 申請書提出日前３か月以内に発行されたもの |
| 19 | 定款又は寄附行為の写し | | ○ | ○ | － | － | ◎ | ◎ | 会社以外の法人の場合 |
| 20 | 官公需適格組合証明書の写し | | － | － | － | － | ○ | ○ | 証明を受けている場合 |
| 21 | 返信用封筒（１１０円切手貼付） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 郵送による資格審査申請の場合 |

**お願い**

- **書類はホチキス止めをしないでお持ちください。紙ファイル等に綴じ込む必要はありませんので、ダブルクリップ等に挟んでお持ちください。**
- **提出前に、各書類に申請年月日を記入しているか確認してください。**
- **定期申請の終盤は混雑することが予想されますので、早期の申請をお願いします。**

## 第３　記載要領及び書類説明

### １　競争入札参加資格審査申請（物品役務）提出書類確認票

申請者（商号又は名称）及び本申請に係る連絡先を記入し、提出書類の確認をしたうえで、チェック欄にチェックをしてください。

### ２　競争入札参加資格審査申請書（物品役務）【様式１】

ア　年月日……申請書を提出する年月日を記入してください。

イ　所在地……法人は本店の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。

ウ　商号又は名称……法人は登記されている商号を、個人は使用している名称を記入してください。

エ　代表者職氏名……法人は代表者の役職名と氏名を、個人は戸籍上の氏名を記入し、実印を押印してください。

オ　電話番号……代表する電話番号を記入してください。

**【町税等の納付確認に関する同意】**

申請に際し、「遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例」の規定により、町税等を滞納し、納付について著しく誠実性を欠く滞納者に対して、滞納を防止するための制限措置を講ずるため、申請者（法人の場合は、代表者を含む。）の町税等の納付状況を確認することに同意していただきますのでご了承ください。

### ３　競争入札参加資格審査申請書（物品役務）付票【様式２】

１項＿申請者

ア　本店の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、郵便番号、電話番号及びＦＡＸ番号を記入してください。

イ　フリガナはカタカナで記入してください。

ウ　契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、**地番は「－（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しない**でください。

エ　「代表者使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印を押印してください。（受任者に委任する場合も、この欄には代表者の使用印を押印します。）

**■使用印について■**
〔例〕「株式会社遠軽　代表取締役　甲野　太郎」の場合

**×認められません。**　→　例 株式会社遠軽印

**○認められます。**　→　例１株式会社遠軽　代表取締役之印　例２甲野　例３甲野太郎

オ　「実印」欄に実印を押印してください。

カ　使用印と実印が両方とも同じ場合は、両方の欄にその印を押印してください。

２項＿受任者

ア　**「受任者」とは、常時、遠軽町と契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長をいいます。**

イ　「契約を締結する権限を有する支店又は営業所等の長」とは、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等の権限について、本店の代表者から年間を通して委任されている支店又は営業所等の長のことです。

ウ　上記ア及びイに該当する受任者に権限を委任する場合は、１か所について記入してください。この場合、年間委任状（様式３）の提出も必要です。

エ　契約の際は、この欄に記載された所在地を用いることから、**地番は「－（ハイフン）」で省略せずに記入し、ビル名は記入しない**でください。

オ　「使用印」欄に、入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領等で使用する印（受任者の使用印）を押印してください。

３項＿連絡先

**遠軽町との業務連絡を担当する事務所**について記入してください。遠軽町からのすべての連絡はこの連絡先にいたしますので、この欄にはビル名まで記入してください。なお、連絡先欄に記入がない場合は、１項＿申請者又は２項＿受任者を連絡先とします。

４項＿会社概要

ア　法人設立登記……法人は法人設立登記年月日を、個人は開業した年月日を記入してください。

イ　営業年数……審査基準日現在の営業年数を記入してください。１年未満の端数がある場合は切り捨てます。

ウ　払込資本金……審査基準日現在の払込済みの資本金の額（千円単位）を記入してください。個人は不要です。

エ　消費税……消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき、「課税業者」又は「免税業者」のいずれかを〇で囲んでください。

オ　従業員数……審査基準日現在のすべての従業員（代表者、役員等を含む。）数を記入してください。

カ　直前決算日……直前の決算日を記入してください。ただし、申請に添付する決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等の決算日を記入してください。

## ４　年間委任状【様式３】

（１）　「付票」【様式２】２項のとおり、受任者に権限を委任する場合は提出してください。

（２）　本様式によらない様式でも構いません。

## ５　申請資格確認票（物品）【様式４】

物品の売買契約、物品の賃貸借契約、製造の請負契約の資格審査を申請する場合は、提出してください。

（１）　資格の種類はすべて「物品」になります。物品のうち、申請者が取扱いを希望する営業品目を別表１の営業品目分類表（16ﾍﾟｰｼﾞ～18ﾍﾟｰｼﾞ）から参照し、当該コード及び営業品目（小分類名）を記入してください。具体的取扱品目は、申請者が取扱いを希望する品目を具体的に記入してください。

（２）　登記証明書の目的欄の番号は、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号を記入してください（申請者が個人の場合は、記入不要です。）。

（３）　営業品目によっては、法令等の規定により許可等が必要なもの又は有資格者の配置等が必要なものがあります。そのような営業品目の資格審査を申請する場合は、当該許可等や有資格者の「許可書・免許等の写し」を添付してください。有資格者の免許等の写しについては、同一資格につき１人分で結構です。

なお、法令等の規定がないものについては、添付を不要とします。

## ６　申請資格確認票（役務）【様式５】

役務の提供に係る契約の資格審査を申請する場合は、提出してください。

（１）　別表１の営業品目分類表（19ﾍﾟｰｼﾞ～20ﾍﾟｰｼﾞ）を参照し、審査を申請する資格の種類に○を付けてください。「その他業務」については、コード及び営業品目を記入してください。

具体的業務内容は、申請者が取扱う業務内容を具体的に記入してください。

営業年数は、審査を申請する資格（業務）の営業年数を記入してください。審査基準日において、１年未満の端数がある場合は切り捨てます。

（２）　登記証明書の目的欄の番号は、当該営業品目が登記簿上どの項目に該当するか、登記事項証明書の目的欄に記載されている事項の該当番号を記入してください（申請者が個人の場合は、記入不要です。）。

（３）　5001から5008までの営業品目は、遠軽町として資格の種類ごとに必要な営業許可や有資格者（本手引き４ﾍﾟｰｼﾞ～５ﾍﾟｰｼﾞ参照）を定めています。資格要件を満たさない場合は、当該営業品目の審査申請はできません。申請する営業品目の営業許可や有資格者の資格要件を満たしていることを確認し、該当するところに○を付けるほか、有資格者を複数必要とする場合については人数を記入してください。

《注》　この確認票だけで、すべての資格要件を確認できるものではありません。

（４）　法令等の規定により許可等が必要なもの又は有資格者の配置等が必要な営業品目の審査を申請する場合は、当該許可等や有資格者の「許可書・免許等の写し」を添付してください。有資格者の免許等の写しについては、同一資格につき１人分で結構です。

なお、法令等の規定がないものについては、添付を不要とします。

## ７　営業経歴書【様式６】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合は、提出してください。

なお、役務の提供に係る審査申請には、**審査基準日の直前１年間に当該営業品目に係る履行**

**実績を有している必要がありますので、履行実績が確認できる書類（契約書等）を提示するか、その写しを添付**してください。ただし、審査基準日の直前１年間に遠軽町と当該営業品目に係る履行実績がある場合には、提示等を省略できるものとします。

（１）　別表１の営業品目分類表（19ﾍﾟｰｼﾞ～20ﾍﾟｰｼﾞ）の営業品目ごとにまとめて記入してください。なお、件数や金額が多い場合には、概数を記入しても構いません。

（２）　審査基準日の直前１年間における履行実績の件数、金額欄には、審査基準日の直前１年間に履行（契約）が完了した営業品目に係る業務の実績を記載することとし、複数年にわたる長期契約を結んでいる場合にあっては、履行が完了している部分を実績として含めることができます。

（３）　審査基準日の直前１年間において、**遠軽町に対して当該営業品目における履行実績がない場合は、審査基準日の直前１年間に履行が完了した契約の名称や契約期間、契約者名（申請者名）が確認できる書類（契約書等）を**営業品目ごとに１件分提示するか、その写しを添付**すること**とし、写しを添付する場合には約款の添付は不要とします。

《注》　資格の種類が「物品」の審査申請の場合は、提出不要です。

審査基準日の直前１年間とは、定期申請にあっては、「令和８年１月１日から令和８年１２月３１日の間」をいいます。また、随時申請にあっては、「申請しようとする月の前月末日から遡って１年間」をいいます。

## ８　技術者名簿【様式７】

役務の提供に係る資格審査を申請する場合、申請する営業品目に関係する有資格者（法令等の規定による者のみ）について、審査基準日現在で提出してください。免許等に係る欄（名称及び取得年）については、申請する営業品目に関係する免許等のみを記入してください。

《注》　「物品」の審査申請の場合及び「役務」の審査申請で法令等の規定による有資格者を必要としない営業品目のみの場合は提出不要です。

## ９　印刷工場内部見取図【様式８－１】　及び　印刷設備調書【様式８－２】

資格の種類が「物品」の審査申請のうち、大分類11印刷類を希望する場合は、提出してください。

## １０　法定保険加入状況一覧【様式９】

すべての申請者において提出が必要です。また、加入該当事業者で各保険に加入している事業者は、加入状況が確認できる書類を提示するか、その写しを添付してください。

## １１　道内営業所一覧【様式10】

すべての申請者において提出が必要です。北海道内の本・支店等について、作成してください（北海道内に本・支店等がない場合も提出が必要です。）。

## １２　組合員（会員）名簿【様式11】

「第４　中小企業組合等の取扱い」（14ﾍﾟｰｼﾞ）をお読みください。

## １３　登記事項証明書（写し可）

申請者が法人の場合に提出してください。

**申請書提出日前３か月以内**に法務局が発行した「**履歴事項全部証明書**」を提出してください。

なお、現在事項全部証明書の提出でも可としますが、必要に応じて後日、履歴事項全部証明書の提出を求めることがありますのでご了承ください。

## １４　印鑑証明書（写し可）

**申請書提出日前３か月以内**に、申請者が法人の場合は法務局が発行したものを、個人の場合は市区町村長が発行したものを提出してください。

## １５　身分証明書（写し可）

申請者が個人の場合に、代表者について提出してください。

**申請書提出日前３か月以内**に市区町村（代表者の本籍地）長が発行したものを提出してください。

## １６　営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合に提出してください。

**申請書提出日前３か月以内**に市区町村長が発行したものを提出してください。

## １７　決算書等の写し

次の区分に従い、審査基準日直近の１事業年度分を提出してください。

（１）　申請者が法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び財務諸表等の表紙（商号又は名称が確認できるもの）。

（２）　申請者が個人の場合で青色申告書を提出した方は、貸借対照表（資産負債調）、損益計算書。

（３）　上記以外の場合は、営業収支の状況が明示されている書類。

《注》　申請に決算書等が間に合わない場合は、申請時点で整理されている決算書等を提出してください。

## １８　納税証明書（写し可）

（１）遠軽町の町税、（２）消費税及び地方消費税について、**申請書提出日前３か月以内に発行された納税証明書**を提出してください（領収書ではありません。）。なお、**北海道税及び遠軽町以外の市区町村税の納税証明書は不要**です。

**（１）　遠軽町の町税**

遠軽町から課税されている申請者は、遠軽町の町税に滞納がないことの証明書を提出し

てください。個人住民税の特別徴収義務者で、遠軽町で居住している（課税されている）従業員がいる場合も提出が必要です。

～遠軽町の納税証明について～

① 納税証明書の請求窓口

・ 総務部税務課（本庁舎１階）

・ 各総合支所

② 手数料　　３００円

③ 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

④ 添付している「税証明交付申請書」で請求することができます。法人又は個人によって記入欄が異なりますのでご注意願います。

⑤ 遠軽町の納税証明についての問い合わせ先

総務部税務課（直通電話0158-42-4814）

**（２） 消費税及び地方消費税**

ア 税務署が発行したもの（税務署が発行した電子納税証明書（ＰＤＦデータ）を印刷したものも可）を提出してください。

イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、「その３」（「その３の２」（個人用）又は「その３の３」（法人用）でも可）です。

ウ 手数料として、４００円相当分の収入印紙又は現金が必要です（北海道収入証紙ではありません。）。

## １９ 定款又は寄附行為の写し

**会社以外の法人**については、「定款」又は「寄附行為」の写しを提出してください。

## ２０ 官公需適格組合証明書の写し

「第４ 中小企業組合等の取扱い」（14ﾍﾟｰｼﾞ）をお読みください。

## ２１ 返信用封筒（１１０円切手貼付）

（１） 郵送による資格審査申請をする場合に提出してください。

（２） 受付票の返送に使用いたします。

## 第４　中小企業組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）又は商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（「中小企業組合等」といいます。）については、次のとおり取り扱います。

### １　資格要件の特例

中小企業組合等が次のいずれかに該当するときは、資格要件（3ﾍﾟｰｼﾞ～5ﾍﾟｰｼﾞ）のうち、営業年数にかかる資格要件は適用しません。

（１）　経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているとき。

（２）　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

### ２　提出書類

中小企業組合等は、通常の提出書類のほか、次の書類を提出してください。

（１）　組合員（会員）名簿【様式11】

（２）　経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けているときは、それを証する書類

## 第５　申請内容の変更について

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届（物品役務）【様式12】にその**事実を証する書類を添付して、届け出なければなりません。**

（１）　商号又は名称に変更があったとき。
（２）　組織に変更があったとき。（協同組合にあっては構成員に変更があったとき。）
（３）　代表者に変更があったとき。
（４）　所在地に変更があったとき。
（５）　電話番号に変更があったとき。
（６）　使用印鑑に変更があったとき。
（７）　営業許可等に関する事項（単純更新を含む。）に変更があったとき。
（８）　有資格者に関する事項に変更があったとき。
（９）　その他、申請内容に変更があったとき。

# 別表１　　営業品目分類表

## Ⅰ　物品の売買契約等（物品の売買契約、物品の賃貸借契約、製造の請負契約）

| 資格の種類 | 営業品目 大分類 | | 営業品目 小分類 | | 品目例 |
|---|---|---|---|---|---|
| 物品 | 10 | オフィス用品 | 01 | ＯＡ機器・用品 | 汎用コンピューター、パーソナルコンピューター、ネットワーク関連機器、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置、プリンター・プロッター、コンピューター周辺機器、記録媒体（磁気テープ、光ディスク、フロッピーディスク等）、トナーカートリッジ類（リサイクル製品含む）、ソフトウェア（アプリケーション）、複写機、シュレッダー、マイクロリーダー、印刷機、製本・紙折機、ファクシミリ、複合機　等 |
| | | | 02 | 文房具事務用品・用紙類 | 文房具、ＰＰＣ用紙、用紙（上質・中質紙，模造紙等）、偽造防止用紙、複写感光紙、紙製品（画用紙，半紙類，既製帳票類，既製封筒，紙袋等）、電子文具（電卓，テープライター等）、製図用品等 |
| | 11 | 印刷類 | 01 | 活版印刷・オフセット印刷 | 頁物、帳票、封筒類、パンフレット・チラシ類、ポスター、製本等 |
| | | | 02 | フォーム印刷 | 連続伝票用紙、帳票類、通知書類、圧着式三つ折り封筒・ハガキ等 |
| | | | 03 | 特殊印刷 | シール・ラベル、スクリーン、カード類、偽造防止印刷、金属プレート印刷、地図、点字印刷、デジタルカラープリント（ＤＰＥ、パソコンプリンタによるものを除く。）　等 |
| | 12 | 図書・教材類 | 01 | 図書 | 書籍、雑誌、地図、ＣＤ・ＤＶＤソフトウエア　等 |
| | | | 02 | 楽器・音源 | 楽器（付属品含む。）、楽譜、ＣＤ・レコード・音楽ＤＶＤ　等 |
| | | | 03 | 学習・保育教材 | 教材・教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、模型、標本、教材用映像（フィルム，ＣＤ，ＤＶＤ）、保健室用品、保育用教材、玩具、陶芸用品　等 |
| | | | 04 | 運動用品 | 運動用品、運動器具、レジャー用品　等 |
| | 13 | 家具類 | 01 | 什器 | 鋼製什器（書庫類，ロッカー，机，椅子等）、木製什器（応接テーブル，ソファー等）、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、金庫　等 |
| | | | 02 | 室内装飾品 | じゅうたん・カーペット、カーテン類、ブラインド、簡易間仕切り等 |
| | | | 03 | 美術工芸品 | 彫刻、書画、レリーフ　等 |
| | 14 | 繊維皮革類 | 01 | 衣料品 | 制服、作業衣、事務服、外勤衣、防寒衣、白衣、雨衣、体育衣、手袋類　等 |
| | | | 02 | 寝具 | 布団、毛布、敷布、枕、座布団　等 |
| | | | 03 | 帽子 | 制帽、作業帽、運動帽、ヘルメット　等 |
| | | | 04 | 靴・皮革製品 | 革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴・防寒長靴、地下足袋、運動靴、病院用シューズ、カバン、テント　等 |
| | 15 | 医療用品、理化学機器用品 | 01 | 医療用機械器具 | 生体検査機器（心電計，脳波計，内視鏡，超音波診断装置）、検体検査機器（血液成分分析，呼吸ガス分析等の血液・尿検査機器，遠心分離機等）、治療用機器（人工臓器，透析機器，超音波治療機レーザー・赤外線治療機器，リハビリテーション用機器，ペースメーカー，人工呼吸器，ＡＥＤ等）、放射線関連機器（Ｘ線撮影・断層装置，磁気共鳴診断装置等）、手術関係機器（麻酔，消毒含む。）、調剤器具、看護器具、歯科用機器、機能訓練機器　等 |
| | | | 02 | 理化学機械器具 | 分析機器（光）、分析機器（クロマト）、分析機器（ガス）、分析機器（その他）、試験検査機器、環境測定機器、光学機器（顕微鏡，投影機等）、基本・誘動量計測定機器　等 |
| | | | 03 | 計測機器 | 計量機器、測量機器、音響測定器、身長・体重計　等 |
| | | | 04 | 医療用品・資材 | 医療用材料（衛生材料を含む。）、歯科材料、介護用品、補装用具、放射線防護用品、Ｘ線フィルム（現像用材料含む。）　等 |
| | 16 | 産業機器類 | 01 | 産業用機械器具類 | ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、油圧・空圧機器（ジャッキ等）、空調機器、し尿処理機械・部品、バケット、自動車整備用機械、業務用洗濯機、動力伝導装置　等 |

| 資格の種類 | 営業品目 大分類 | | 小分類 | | 品目例 |
|---|---|---|---|---|---|
| 物品 | 16 | 産業機器類 | 02 | 工作用機械器具 | 旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス機械、切断機、圧延機、洗浄機器（洗浄機，洗浄装置）、溶接機・溶断器、測定器具（マイクロメーター，ゲージ類）、電動工具・雑工具（ネジ切り工具，バンドタップ，スパナ等）、レーザー加工機、木工機械　等 |
| | | | 03 | 建設用機械器具 | ブルドーザー、ロードローラー、杭打機、削岩機、クレーン、グレーダー、パワーショベル、道路管理車両専用部品・装置　等 |
| | | | 04 | 除排雪用機械器具 | 除排雪用車両、除雪機、融雪機器　等 |
| | | | 05 | 農業用機械器具 | トラクター、コンバイン、芝刈機、畜産用機器、噴霧機、刈払機、農機具　等 |
| | 17 | 電気設備機器 | 01 | 家庭用電気器具 | 映像・音響（テレビ，ビデオ，ＤＶＤ，ステレオ等）、空調暖房関係（エアコン，石油ストーブ等ガス以外のもの。）、空調暖房関係（ガス用）、家事・調理（冷蔵庫，洗濯機，レンジ等）、照明器具（電球等照明，配線関係）、電源類（電池，バッテリー等）、掃除機・ポリッシャー　等 |
| | | | 02 | 通信用機械器具 | 電話交換機、有線放送装置、テレビ・ラジオ放送装置、固定局・移動局通信装置、レーダー装置、ビーコン装置、方向探知機、情報伝達表示装置、ホットライン、館内放送放映設備、電話器、テレビ共同受信機　等 |
| | | | 03 | 産業用電気機械器具 | 発電機器・変電機器、受配電設備、モーター、自動制御装置、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具、水道施設用発電機・ポンプ類、電磁流動計、超音波流量計、無停電電源装置　等 |
| | 18 | その他機器類 | 01 | 厨房等機械器具 | 流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係、冷凍・冷蔵関係、食器類　等 |
| | | | 02 | 券売機・精算装置 | 券売機、両替機、料金精算装置、自動料金収納機 |
| | 19 | 工事・造園用材料類 | 01 | アスファルト・生コンクリート | 生コンクリート、アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール、再生アスファルト合材　等 |
| | | | 02 | セメント・骨材 | セメント、汚泥固化用セメント、山砕石、火山灰、切込砂利、洗砂、岩ずり、舗装材、焼却炉用硅砂　等 |
| | | | 03 | コンクリート製品 | 道路用製品、陶管、煉瓦、ブロック、パイル、遠心力鉄筋コンクリート（ヒューム管）、鉄筋コンクリート管、コンクリート蓋　等 |
| | | | 04 | 木材 | 木材、合板、竹材、丸太　等 |
| | | | 05 | 鉄鋼・非鉄製品 | 鋼材（形鋼，丸棒等）、鋼管、鋼矢板、ガードレール・フェンス、ワイヤーロープ・金網、鉄線、鋼製バタフライ弁・仕切弁、その他鋼製弁類、螺旋式ギョウ伸縮管、鋼製ジョイント・ボルト、ラック（倉庫用）、燃料タンク　等 |
| | | | 06 | 鋳鉄製品 | 直管・異形管、押輪・特殊殊押輪、鉄蓋、弁キョウ、水道用ボルト・ナット、バタフライ弁・仕切弁、空気弁（ＦＣ含む。）、消火栓、ロート弁、逆止弁（制水扉）、割Ｔ字管、漏水防止金具（ＦＣ）、メータマス（ＦＣ）、足かけ金物　等 |
| | | | 07 | 給水装置材料等 | 非鉄水栓類、非鉄仕切弁、メーターソケット、サドル分水栓プラグ・シモク、仕切弁用シモク、コマ等、銅製品、制水弁キョウ、仕切弁キョウ、消火栓キョウ用コンクリートブロック、水道メータ（部品含む。）　等 |
| | | | 08 | 建築材料 | 建築金物、大工道具、工具、塗料・錆止め、建具資材、内外装資材等 |
| | | | 09 | 仮設資材 | 組立ハウス、簡易物置、簡易車庫、仮設トイレ、仮設用材料、シャッター　等 |
| | | | 10 | 道路標識等 | 道路標識、電照式標識、カーブミラー、バリケード、セーフティコーン、保安灯、ポール（消火栓用・除雪用）　等 |
| | | | 11 | ゴム製品 | サクションホース、塩ビ管、パッキン類（水道用含む。）、ベルト、防震ゴム、オイルフェンス、ゴムマット、鋳鉄管接手用ゴム輪、ゴム製可ギョウ伸縮管、水道章標、管明示テープ　等 |
| | | | 12 | 造園資材 | 種苗、樹木、芝、草花、用土、肥料、園芸用品、冬囲い用品（縄，むしろ，竹等）　等 |
| | | | 13 | 公園設備 | 遊具、ベンチ　等 |
| | 20 | 薬品類 | 01 | 医薬品 | 医療用薬品、家庭薬、ワクチン、検査試薬、動物医薬　等 |

| 資格の種類 | 営業品目 大分類 | | 営業品目 小分類 | | 品目例 |
|---|---|---|---|---|---|
| 物品 | 20 | 薬品類 | 02 | 工業薬品 | 高分子凝集剤、消泡剤、アルコール製剤、尿素、塩化第二鉄、水酸化ナトリウム・次亜塩素酸ナトリウム・炭酸ナトリウム、硫酸アルミニウム、消石灰、活性炭、固形塩素、珪藻土、合成塩酸、ボイラ水処理剤・冷却水処理剤・井水・下水処理剤、防食剤、硫酸、流出油処理、分析用試薬、リン酸、アルコール　等 |
| | | | 03 | 防疫剤 | 殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬　等 |
| | | | 04 | 防滑剤・融雪剤 | プラスチック分解防滑剤、乾燥砕石、融雪剤、凍結防止剤　等 |
| | 21 | エネルギー類 | 01 | 石油製品 | ガソリン、軽油、灯油、重油、潤滑油　等 |
| | | | 02 | 電力 | 高圧電力、低圧電力、従量電灯、公衆街路灯　等 |
| | | | 03 | ガス類その他 | ＬＰガス、酸素ガス、溶解アセチレンガス、石炭・コークス、木炭・薪、ＢＤＦ・木質ペレット　等 |
| | 22 | 車両類 | 01 | 自動車・自動二輪車 | 自動車・自動二輪車、乗用車、貨物車、二輪車（原付含む。）、軽自動車、バス、特殊車（フォークリフト等）、特殊用途車両（ゴミ収集，消防車両等）、自動車架装、スノーモービル・バギー類　等 |
| | | | 02 | 自転車・雑車 | 自転車、乳母車、リヤカー、車いす、一輪車　等 |
| | | | 03 | 車両部品 | 部品、タイヤ（更生タイヤ含む。）、バッテリー、電装品、自動車用品、排気ガス浄化装置　等 |
| | 23 | その他の物品 | 01 | 映像機材 | カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム　等 |
| | | | 02 | ミシン・時計 | ミシン、時計、貴金属、メガネ　等 |
| | | | 03 | バッジ・カップ・記念品 | バッジ・メダル、カップ・トロフィー・盾、金杯・銀杯、制服付属品、記念品・贈答品（各種カタログ）、額縁　等 |
| | | | 04 | 荒物雑貨・清掃用品 | 家庭金物類、清掃用具・用品、石鹸・洗剤類、ワックス類、紙・繊維製雑貨類、ロープ、ホース、ビニールシート　等 |
| | | | 05 | 天幕・旗 | 天幕、旗・のぼり、緞帳、暗幕　等 |
| | | | 06 | 看板等 | 看板、横断幕、懸垂幕、掲示板・標示板（アクリル製を含む。）等 |
| | | | 07 | 防災用品 | 避難・救助器具、消火器（薬品の詰替を含む。）、防災用品・防災資機材、夜光衣料、防災用フィルム　等 |
| | | | 08 | 指定ごみ袋の製造 | 遠軽町指定ごみ袋の製造 |
| | | | 09 | その他の物品 | （上記のいずれにも属さない物品）<br>段ボール製品、発泡スチロール製品、容器・タンク類、ごみ袋、買い物袋、ガラス、道路清掃車両部品・装置、発煙筒、食品関係、生ゴミ処理装置、選挙専用物品、葬祭物品等、舞台装置・大道具（舞台照明は17-03）、動物（飼料・飼育機材等含む）　等 |
| | 24 | 不要物品買受け | 01 | 不要物品買受け | 鉄・非鉄屑、紙、廃油、焼却灰、機械、自転車、自動車、繊維屑等 |
| | 25 | 賃貸借 | 01 | ＯＡ機器・通信機器関連賃貸借 | コンピューター及び周辺機器、複写機、印刷機、複合機、ファクシミリ、通信機器（携帯電話を除く。）、携帯電話、無線連絡装置（クリアーカム含む。）、システム一式（ソフトウエア含む。）、ソフトウエア　等 |
| | | | 02 | 機械・機具賃貸借 | 工作機械・機具、建設機械・機具、農業用機械・機具、工芸用機器、移動式小型融雪機、発電機・ポンプ、除雪機、医療・検査・分析機器、空気清浄機（分煙機）、自動封緘機、電動保管庫、電光表示システム、音響・映像機器、デジタルイメージプリンター、自動券売機　等 |
| | | | 03 | その他賃貸借 | （上記のいずれにも属さない賃貸借）<br>電気設備、生ゴミ堆肥化設備、汚泥脱水設備、自動車、家電製品、楽器、植木、仮設ハウス・トイレ、バイオトイレ、屋内外美化清掃用品、撮影機材　等 |

## Ⅱ　役務の提供に係る契約

| 資格の種類 | 営業品目 | | 品目例 | 《必須》営業許可等・資格等 |
|---|---|---|---|---|
| 警備業務 | 5001 | 常駐警備 | 施設警備 | ・警備業認定<br>・営業所設置等届<br>・機械警備業務開始届(機械警備のみ) |
| | 5002 | 機械警備 | 機械警備 | |
| 建築物清掃業務 | 5003 | 建築物清掃 | 庁舎・施設清掃 | ・建築物清掃業登録　又は　建築物環境衛生総合管理業登録<br>・清掃員5人以上 |
| ボイラー等運転操作業務 | 5004 | ボイラー等運転操作 | ボイラー等設備の運転・操作 | ・ボイラー技士2人以上<br>・ボイラー整備士<br>・危険物取扱者2人以上 |
| 公園維持清掃業務 | 5005 | 公園維持清掃 | 公園の維持・清掃 | ・造園施工管理技士　又は　造園技能士 |
| 浄化槽管理業務 | 5006 | 浄化槽管理 | 浄化槽の維持管理、清掃 | ・浄化槽保守点検業者登録（北海道）<br>・一般廃棄物処理業許可（遠軽町）及び　浄化槽清掃業許可（遠軽町）<br>※上記のうち遠軽町の許可がない場合は、「5029__その他__浄化槽保守点検」として受付します。 |
| 下水道処理施設運転業務 | 5007 | 下水道処理施設運転 | 下水道処理施設の維持管理 | ・下水道処理施設維持管理業者登録 |
| バス運行業務 | 5008 | バス運行 | 公営バス運行、スクールバス運行 | ・一般旅客自動車運送事業許可<br>・大型自動車第二種免許 |
| その他業務 | 5009 | 施設維持管理 | 施設の維持管理、施設及び施設周辺の環境衛生管理　等 | |
| | 5010 | 設備保守点検 | 給排水設備保守、空調設備保守、冷暖房設備保守、計装設備保守点検、公園遊具保守点検　等 | |
| | 5011 | 消防設備点検 | 消防設備の点検 | |
| | 5012 | エレベータ保守点検 | エレベータの保守点検 | |
| | 5013 | 電気保安管理 | 電気工作物の保安点検 | |
| | 5014 | 機器保守点検 | ＯＡ機器保守点検、情報通信機器保守点検　等 | |
| | 5015 | システム開発保守 | ソフトウェア（データベース等）の開発・保守・運用　等 | |
| | 5016 | 水道漏水調査 | 漏水調査 | |
| | 5017 | 下水道管渠清掃調査 | 下水道管渠清掃・調査 | |
| | 5018 | 除排雪 | 除雪、排雪、雪捨場管理　等 | |
| | 5019 | 道路維持 | 道路の清掃、草刈、枝打ち　等<br>※機械器具等を使用した側溝・路面の清掃は、設計等の委託の道路清掃での申請となります。 | |
| | 5020 | 廃棄物処理 | 一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処分等 | |
| | 5021 | 検査分析 | 水質分析検査、環境調査、土壌汚染分析　等<br>※建設工事に関連する環境調査等は、設計等の委託の技術資料作成での申請となります。 | |
| | 5022 | 調査研究計画 | 各種リサーチ業務、コンサルティング、計画作成支援　等 | |

| 資格の種類 | 営業品目 | | 品目例 | 《必須》営業許可等・資格等 |
|---|---|---|---|---|
| | 5023 | 企画広報 | イベントの企画運営、広告代理業務、映像の作成、キャラクターデザイン　等 | |
| | 5024 | 人材教育派遣 | 職員研修の開催、人材派遣、健康診断　等 | |
| | 5025 | 医療福祉 | 医療事務業務、臨床検査　等 | |
| | 5026 | 給食調理・配送 | 給食調理、給食配送、配食サービス | |
| | 5027 | 資料等作成 | 会議録作成、航空写真撮影、マイクロフィルム作成　等 | |
| | 5028 | 車両整備 | 車両の点検修理 | |
| | 5029 | その他 | | |

**MEMO**

遠軽町役場　総務部総務課

〒099-0492　北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目１番地１

TEL 0158-42-4271　　FAX 0158-42-3688

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　keiyaku@engaru.jp

この手引き及び遠軽町独自申請書様式は、遠軽町ホームページからダウンロードすることができます。

遠軽町ホームページ（https://engaru.jp/）＞町政情報＞情報・契約・財産管理＞入札参加資格審査申請